

堺軟式野球連盟規約

2025.1.31 改定

第 1 条 本連盟は、堺軟式野球連盟（大阪府軟式野球連盟堺支部）と称し、事務所を堺市西区浜寺諏訪ノ森町西 1-1-37（川崎 悟方）におく。

第 2 条 本連盟は、アマチュア・スポーツとしての正しい軟式野球を普及し、その健全なる発展を図るとともに会員相互の親密なる連絡と平和文化国家の建設に寄与することを以ってその目的とする。

第 3 条 本連盟は、第 2 条の目的を達成するため、次の事業を行なう。

1. 各チーム相互の懇談会
2. 野球規則並びに技術に関する講習会・研究会
3. 軟式野球大会
4. 全日本軟式野球大会(天皇杯)及び国民体育大会野球の部・予選へ参加
5. 少年軟式野球大会
6. その他野球に関する各種事業

第 4 条 本連盟の会員は、一般部会員及び少年部会員とする。

第 5 条 一般部会員及び少年部会員は、次の条件を具備しなければならない。

1. 一般部会員は、堺市内に居住又は勤務する者のみにて編成するチームで第 2 条の目的に賛同し之に協力するチーム（但し、新規に加盟を希望するチームは理事会の承認後、入会金 30,000 円を納入して会員となる）
2. 少年部会員は、数え年 15 才までの者で、堺市に居住する者のみにて編成するチーム（学校チームを除く）但し、必ず 1 名の責任者（成年者）がいなければならない。

第 6 条 本連盟会員は、理事会の議決によって登録手続き完了後、大阪府軟式野球連盟（〒550-0002 大阪市西区江戸堀 1 丁目 2 2-25 中澤佐伯記念野球会館内 TEL06-6441-5190）会員の資格を取得する。

第 7 条 本連盟に下記の役員をおく。

- | | | | |
|----------|-------|--------|-----|
| 1. 名誉会長 | (堺市長) | 6. 会 計 | 1 名 |
| 2. 理 事 長 | 1 名 | 7. 監 事 | 2 名 |
| 3. 副理事長 | 3 名 | 8. 顧 問 | 若干名 |
| 4. 常任理事 | 若干名 | 9. 参 与 | 若干名 |
| 5. 理 事 | 若干名 | | |

第 8 条 本連盟の役員は、総会の決議によりこれを選出する。

- 第 9 条 役員の任期は2ヶ年とする。但し重任を妨げない。(任期中途において交替したるときは、新任者の任期は前任者の残余期間とする)
- 第 10 条 理事長は、本連盟を統轄し且つこれを代表する。
- 第 11 条 副理事長は、理事長を補佐し、理事長不在のときはこれを代行する。
- 第 12 条 理事は、理事長を補佐し、各般事業の企画を計る。
- 第 13 条 委員は、各般事業の遂行に当たる。
- 第 14 条 顧問は、本連盟の趣旨に賛同し、特に功績のある者を推薦する。
- 第 15 条 参与は、本連盟の各般の諮問に応ずる。
- 第 16 条 会計は、本連盟の収支を計る。監事は本連盟の収支を監査する。
- 第 17 条 理事会、委員総会はあるごとに理事長の招集により開催する。
- 第 18 条 理事会、委員総会の決議は出席者の過半数を持って定める。
- 第 19 条 本連盟に加盟する前に、「野球ねっと」にてチーム及び選手の登録を行わなければならない。
- 第 20 条 本連盟加盟チームは、各季大会前に大会会費 25,000 円・選手登録費 200 円×人数分を納入しなければならない。(保険代別途)
1. 上記は A～C 級が該当し、D 級に関しては府連登録除外のため選手登録費は発生しない。
 2. 会費を納入しないチームは脱会とみなす。
 3. 休会については 25,000 円の会費を納入して最大 1 年間の休会を認めるが、既存の級から降格する。
- 第 21 条 本連盟の経費は、下記のものを持って支弁する。
1. 各チームより徴収する会費
 2. 本連盟の目的に賛同するものの寄付金
 3. その他の収入
- 第 22 条 本連盟の会計年度は、毎年 1 月 1 日に始まり 12 月 31 日に終わる。
- 第 23 条 会員たるチーム及びその構成員は、全軟連傘下の他の連盟並びにチームに加入することはできない。
- 第 24 条 会員たるチーム及びその構成員は本規約並びに大会規約を遵守しなければならない。
- 第 25 条 第 24 条に違反せる会員たるチーム及びその構成員は状況により除名又は出場停止その他の処分を受ける。この処分は理事会が行なう。
- 除名されたチームの構成員は、1 ヶ年以上当連盟の登録は認めない。
- 第 26 条 本連盟規約の改変は、委員総会の議決を経なければならない。
- 附 則 規約に疑義を生じた時は、理事会の決議によるものとする。